

(様式1)

5 調教教総発第1250002号

令和5年8月3日

文部科学大臣 殿

調布市長 長 友 貴 樹

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

調布市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和5年度（1年間）

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することができる項目

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

神代中学校体育館及び第三中学校第一体育館について、外壁及びその仕上げ材の剥落・落下防止工事を行い、防災機能強化を図る。
また、北ノ台小学校について、普通教室等を改修し、特別支援教室の整備を行う。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

児童数の増加に伴う不足教室対策として、第一小学校ではピロティの一部を、石原小学校では図書室等を、多摩川小学校では学童クラブ室等を、それぞれ普通教室に整備する工事を行う。

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

滝坂小学校、深大寺小学校、石原小学校、緑ヶ丘小学校、北ノ台小学校、第五中学校及び第七中学校について、通級教室・校長室・応接室等の空調設備の更新等工事を行う。
また、深大寺小学校及び石原小学校について、給食室の空調設備の整備工事を行う。
さらに、調和小学校について、校舎照明のLED化工事を行う。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

石原小学校の給食室について、ドライシステム化の改修工事を行うとともに増築工事により面積を拡張し、安全な学校給食を実現する。

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		20 校
中学校		8 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校（前期課程）		0 校
特別支援学校（小学部及び中学部）		0 校
幼稚園等（特別支援学校の幼稚部を含む。）		0 園
高等学校等（特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。）		0 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	20 箇所
	共同調理場	0 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	28 箇所
	学校武道場	1 箇所
	社会体育施設	2 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	有	平成31年3月31日
国土強靱化地域計画 ^{※2}	有	令和3年3月

※1 インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月29日）に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。
なお、『個別施設計画』として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により確認できる場合（学校施設と他の公共施設とをあわせた計画を策定している場合等）には、「策定済」とすることができることとする。

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

今計画期間に行った事業については、計画期間終了後、事後評価を実施し、その結果をホームページにて公表する。

